

9/28、10/23、11/8、12/14 開催 //

令和6年度

大阪府子どものためのパパママ講座

～離婚前後に子どものために考えること～



子どもにとっての
親子交流とは？

離婚前に夫婦で
話し合っておくべきことは？

公正証書って何？



大阪府では、離婚前後のお母さんやお父さん等を対象に養育費や親子交流の基礎知識などを学んで考える親支援講座を実施しています。

本年度は、講演60分とグループワーク30分で、会場とオンラインのハイブリッド開催としています（なお、グループワークについては会場のみで開催します）。

ぜひご参加ください。

◆ 参加費：無料

9/28（土）と12/14（土）は託児をご利用いただけます。

◆ 定員：各会場の定員は上限10名程度、オンラインは上限100名

参加決定の方には、改めてご連絡いたします。なお、申込多数の場合は抽選を行います。

※お申込みは大阪府在住の方に限ります。

※自然災害等やその他事情により、中止又は延期となる場合もございます。

9月28日（土）	10月23日（水）	11月8日（金）	12月14日（土）
10時から11時30分	10時から11時30分	10時から11時30分	10時から11時30分
会 場 大阪府立 母子・父子福祉センター	会 場 サンスクエア堺 研修室1	会 場 大阪梅田 ツインタワーズ・ノース 26階貸会議室6号室	会 場 大阪府立 母子・父子福祉センター
【テーマ】 法律家が見る離婚と 親子関係 ～共同親権、養育費、 親子交流など～	【テーマ】 ひとり親当事者の 経験談の共有	【テーマ】 離婚を考えたときに 子どもたちのために できること	【テーマ】 子どもの幸せのために ～親権・養育費・親子交流～
【講 師】 三宮法律事務所 弁護士 大内 ますみ	【講 師】 一般社団法人 ひとり親支援協会 代表 今井 智洋	【講 師】 NPO 法人 ハッピーシェアリング 代表理事 築城 由佳	【講 師】 公益社団法人 大阪ファミリー相談室 専門相談員 荒木 直彦

※オンライン参加の方へは、Zoom を使用して配信します。

申込方法は、裏面をご覧ください



大阪府子どものためのパパママ講座申込書



申込方法は右の二次元コードを読み取り、フォームに入力していただくか
お電話で下記の内容をお伝えいただき、お申込ください。

希望日に ☒	☐ 9/28 (土)	☐ 10/23 (水)	☐ 11/ 8 (金)	☐ 12/14 (土)
参加方法 ☒	☐ 会場参加 ☐ オンライン参加	☐ 会場参加 ☐ オンライン参加	☐ 会場参加 ☐ オンライン参加	☐ 会場参加 ☐ オンライン参加
フリガナ 申込者氏名				
メールアドレス	※オンライン参加の場合は必須			
ご 住 所	大阪府 ※お申込みは大阪府在住の方に限ります。			
電 話 番 号				
講座を知った 経 緯	☐ チラシ（市役所や町村役場・民生委員児童委員・ハローワーク・公正証書役場） ☐ 母子連ホームページ ☐ 府立母子・父子福祉センター LINE ☐ その他（ ）			
現在の状況	☐ 離婚前（母） ☐ 離婚前（父） ☐ 母子家庭 ☐ 父子家庭 ☐ 別居親（母） ☐ 別居親（父） ☐ 寡婦 ☐ その他（ ）			

◆ 9/28 (土) と12/14 (土) は託児をご利用いただけます。

ご希望の方は、お申し込み時に下記の情報も併せてお知らせください。

ふりがな		
お 名 前		
年 齢	歳 月	歳 月
伝えておきたいこと		

○本講座の申込において収集した個人情報、講座の受付・連絡・アンケート等のセミナー運営においてのみ利用させていただきます。

○ご質問は、【お問合せ】欄のホームページのメールフォームより受け付けます。

○場を乱す様な言動があった時には、ご退出いただく場合があります。

【お問合せ】

大阪府委託事業者

社会福祉法人 大阪府母子寡婦福祉連合会

〒537-0025

大阪市東成区中道1丁目3番59号

大阪府立母子・父子福祉センター内

TEL 06-6748-0263

FAX 06-6748-0264

URL <http://www.osakafu-boshiren.jp/>



ホームページ
二次元コード



LINE
二次元コード



J R 環状線（大阪メトロ中央線または長堀鶴見緑地線）
「森ノ宮駅」から中央大通り南側を東へ約140m
二つ目の交差点を右折し南へ約280m

養育費とは

子どもを監護・教育をするために必要な費用のことです。一般的には、経済的・社会的に自立していない子どもが自立するまでに要する費用を意味し、衣食住に必要な経費、教育費、医療費などです。離れて暮らすことになっても子どもにとって、親には変わりありませんから、子どもの生活を経済的に支えることや、心の成長を支えることは親としても大切な事です。

養育費の取り決めについて

養育費は子どものためのものです。親と子の関係を大切にするためにも、また後日取り決め内容で紛争が生じないように口頭ではなく、きちんと公的な書面で決めておきましょう。

- 話し合いが出来る場合 → 公正役場で公正証書を作成する。
- 話し合いが無理な場合
 - 家庭裁判所の調停や審判で決める。
 - 家庭裁判所の裁判で決める。

養育費の金額は、養育費の算定表^{*}を参考に決めていきます。

※算定表URL https://www.courts.go.jp/tokyo-f/saiban/tetuzuki/youikuhi_santei_hyou/index.html



親子交流とは

子どもと離れて暮らしているお父さんやお母さんが、子どもと定期的、継続的に面会し、連絡し合うことです。離婚により夫婦は他人になっても、子どもにとってはかけがえのないお父さんとお母さんです。親子交流を通じて子どもはどちらの親にも愛されている、大切にされていると感じ精神的な安定と自尊心を育むことができます。



親子交流の取り決めについて

子どもの健やかな成長のために必要な親子交流を行うにあたっては、お父さんお母さんの協力が欠かせません。子どもの父親・母親という立場に気持ちを切り替えて親子交流の方法や時期、回数など子どもの年齢や健康状態等を考えながら、無理のないように子どもが安心して親子交流を楽しめるように協力していきましょう。

「養育費」「親子交流」に関してのお問合せ先

大阪府立母子・父子福祉センター

▶親子交流と養育費相談（面談相談の場合は要予約）

月～土曜日（10：00～15：00）祝日除く

☎ 06-6748-0263



▶法律相談（要予約、保育あり）

原則、毎月第2土曜日と奇数月第4木曜日（13：00～15：00）

相談：来館相談30分、電話相談15分

養育費等相談支援センター

フリーダイヤル 0120-965-419

携帯電話の場合 03-3980-4108

※携帯電話の場合はフリーダイヤルをご利用になれませんので、こちらをご利用ください。

平日（水曜日を除く） 10：00～20：00

水曜日 12：00～22：00

土／祝 10：00～18：00

メール相談の場合 info@youikuhi.or.jp



日本公証人連合会

公正証書の作成について

お近くの公証人役場へお問い合わせください。



大阪家庭裁判所

申し立てを行うための手続きなど

管内の裁判所の所在地ページよりお近くの家庭裁判所へお問合せください。



その他

法務省

国による養育費、親子交流についての情報サイト

